

# 見 積 競 争 公 告

下記のとおり見積競争に付します。

令和3年12月1日

全国健康保険協会岐阜支部

支部長 名知 清仁

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名

限度額適用認定申請セット及び任意継続申請セットの作成に係る業務委託

### (2) 仕様等

仕様書のとおり

### (3) 履行期限

仕様書のとおり

### (4) 納品場所

仕様書のとおり

### (5) 見積競争方法

見積書を提出期限内に提出し、総価の最低価格をもって見積合わせによる競争に付する。なお契約にあたっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。また、見積書には単価、総価の金額を記載し、仕様書にある業務に要する一切の諸経費を含めること。

## 2. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者。
- (2) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、資格の種類「物品の製造等」のいずれかの等級に格付けされ東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者。

### 3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所、見積競争の問い合わせ先

〒500-8667 岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階  
全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ 後藤  
電話 058-255-5155

(2) 見積書の提出期限

令和 3 年 12 月 21 日 (火) 15 時 00 分まで

持参または、郵送とする。

郵送の場合は、封筒に「限度額適用認定申請セット及び任意継続申請セットの作成に係る見積書在中」と記入し、見積書を封入した封筒の糊付部に代表者等の印で割印を捺したものを、郵送（提出期限必着）とする。

(3) 見積書に同封する書類

① 2. (2) の写し 1 部

② 第三者請負承認申請書（様式 1） 1 部

※やむを得ない事由により、主体的部分を除く一部について第三者に請け負わせようとする場合に、本申請書に關係書類を添えて提出すること。

(4) 仕様書の交付場所及質問の受付・回答

受付先 全国健康保険協会岐阜支部 業務グループ 郷  
FAX 058-255-5156  
電話 058-255-5155

質問受付 令和 3 年 12 月 13 日 (月) 15 時 00 分まで

回 答 令和 3 年 12 月 15 日 (水) 17 時 00 分までに電話または FAX にて行う。

### 4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は全額免除とする。

(3) 見積書には、事業所名・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

なお、本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積は無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

見積書を提出期限に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。決定業者には別途、令和 3 年 12 月 23 日 (木) 17 時 00 分までに、FAX で連絡する。

(5) 見積書の無効

競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判

定された者が提出した見積書は無効とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 詳細は仕様書による。

**【参考】**

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。